

平成 30 年 10 月 1 日

日本産婦人科乳腺医学会会員各位

日本産婦人科乳腺医学会

理事長 苛原 稔

総務担当常務理事 関根 憲

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）が改正され、平成 30 年 6 月 1 日から施行されています。今回の改正に伴いウェブサイト等についても、他の広告媒体と同様に規制の対象となりました。

本ガイドラインでは医師の専門性に関する広告についても規制の対象としていますが、当学会が認定する『乳房疾患認定医』につきましては現時点で広告できる専門性資格には該当しません。ただし、患者が自ら求めて入手する情報については、一定の要件を満たした場合に広告可能事項の限定を解除し、広告することができるとされています。主な要件として、①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。②表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載すること。その他の方法により明示すること、③自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること、④自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること、などとされています。詳細は下記のリンクから閲覧が可能ですのでご確認ください。

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000213350.pdf>